

## その他費用

### 1 有機 JAS 講習会参加費

参加費として、参加者一人あたり下記受講料及び資料代を徴収する。ただし、内容や量により変動する場合もある。

	受講料	資料代
個人正会員、個人正会員の同居家族、法人正会員の社員	4,000 円	1,000 円
非会員又は賛助会員	8,000 円	1,000 円

※資料代はハンドブックを持参する場合は加算しない。

※本項の料金は消費税込みとする。

### 2 オンライン有機 JAS 講習会参加費

参加費として、参加者一人あたり下記受講料及び資料代を徴収する。ただし、内容や量により変動する場合もある。

	受講料	資料代
個人正会員、個人正会員の同居家族、法人正会員の社員	4,000 円	0 円
非会員又は賛助会員	8,000 円	0 円

※資料は、原則として PC 上のデータを参照する。

※参加費は開催日 3 日前までに振込により徴収する。

※本項の料金は消費税込みとする。

### 3 臨時有機 JAS 講習会参加費

1 の参加費に加え、以下の費用を徴収する。

(1) 30,000 円を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

(2) 講師及び同行職員の交通費・宿泊費・会場代等実費を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

※本項の料金は消費税込みとする。

### 4 臨時オンライン有機 JAS 講習会参加費

2 の参加費に加え、以下の費用を徴収する。

(1) 30,000 円を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

※資料は、原則として PC 上のデータを参照する。

※参加費は開催日 3 日前までに振込により徴収する。

※本項の料金は消費税込みとする。

### 5 フォローアップ講習会参加費

参加費として、参加者一人あたり下記受講料及び資料代を徴収する。ただし、内容や量により変動する場合もある。

	受講料	資料代※
個人正会員、個人正会員の同居家族、法人正会員の社員	1,000 円	1,000 円

非会員又は賛助会員	2,000 円	1,000 円
-----------	---------	---------

※資料代はハンドブックを持参する場合は加算しない。

※本項の料金は消費税込みとする。

## 6 オンラインフォローアップ講習会参加費

参加費として、参加者一人あたり下記受講料及び資料代を徴収する。ただし、内容や量により変動する場合もある。

	受講料	資料代※
個人正会員、個人正会員の同居家族、法人正会員の社員	1,000 円	0 円
非会員又は賛助会員	2,000 円	0 円

※資料は、原則として PC 上のデータを参照する。

※参加費は開催日 3 日前までに振込により徴収する。

※本項の料金は消費税込みとする。

## 7 臨時フォローアップ講習会参加費

5 の参加費に加え、以下の費用を徴収する。

(1) 10,000 円を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

(2) 講師及び同行職員の交通費・宿泊費・会場代等実費を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

※本項の料金は消費税込みとする。

## 8 臨時オンラインフォローアップ講習会参加費

6 の参加費に加え、以下の費用を徴収する。

(1) 10,000 円を受講者数で割った金額(小数点以下は繰上げ)

※資料は、原則として PC 上のデータを参照する。

※参加費は開催日 3 日前までに振込により徴収する。

※本項の料金は消費税込みとする。

## 9 交付・再発行等手数料

書面による交付・再発行で郵送が必要な場合は、郵送料の実費を加算する。

交付・再発行の対象	申請者の種別	交付方法	手数料
財務諸表	認証事業者	書面による謄本または抄本の交付又は電磁的記録の電磁的方法による交付	2,000 円
	その他利害関係者	同上	3,000 円
同等性証明書	認証事業者	書面による交付	1~99 件/年:3,000 円/1 件 100 件~/年:2,000 円/1 件
英語版認証書	認証事業者	書面による交付	5,000 円
認証書再発行	認証事業者	書面による交付	1,000 円

判定結果通知書再発行	認証事業者	書面による交付	1,000 円
JAS 講習会受講修了証再発行	講習会受講者	書面による交付	1,000 円
同等性証明書再発行	認証事業者	書面による交付	1,000 円
英語版認証書再発行	認証事業者	書面による交付	1,000 円

※本項の料金は税抜き表示とする。消費税分は別途計算する。

## 10 その他

		料金
書類コピー代	白黒	10 円/1 枚
	カラー	30 円/1 枚

※本項の料金は消費税込みとする。

(平成 24 年 8 月 1 日付け 24 鹿有協 C-5-01)

この別表は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日付け 26 鹿有協 C-5-02)

この別表は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 5 月 1 日付け 26 鹿有協 C-5-03)

この別表は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 7 月 1 日付け 28 鹿有協 C-5-04)

この別表は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 11 月 10 日付け 28 鹿有協 C-5-05)

この別表は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

(平成 29 年 12 月 25 日付け 29 鹿有協 C-5-06)

この別表は、平成 29 年 12 月 25 日から施行する。

(2021 年 8 月 1 日付け 2021 鹿有協 C-5-07)

この別表は、2021 年 8 月 1 日から施行する。